2005

中国地域における

建設産業支援プログラム

建設業の経営基盤強化、再生に向けて

中国地方建設産業再生協議会

はじめに

建設産業は、建設投資の低迷、建設業者数と建設投資のバランス崩壊など市場の大きな構造変化の中で、受注の減少、利益率の低下により非常に厳しい経営環境に直面していると言えます。従来の受注待ちの経営体質を改め、生産性・収益性の高い建設業への構造改革が喫緊の課題といえるでしょう。

こうした厳しい状況を踏まえ、中国地方整備局では、建設産業の再生に関係する地域の関係機関相互の連携体制の確立を図ることを目的に設立した「中国ブロック建設産業対策協議会」（平成１５年度設立）に、あらたに中小企業政策、雇用政策、進出分野に関係する省庁の地方機関や都道府県の関係部局を構成員として迎え、「中国地方建設産業再生協議会」と再編（平成１６年度）し、中小・中堅建設業に対する現状の各種支援策に係る情報交換等を行うほか、平成１６年度には新分野進出などの経営革新を行う企業に対し建設業再生アドバイザーの派遣事業もスタートさせてまいりました。

本冊子は、平成１５年度に建設産業の現状や経営のヒント、公的支援制度などを取りまとめた「中国地域における建設産業緊急支援プログラム」を改訂したもので、要望の多かった新分野進出などに係る具体的な企業事例などを新たに盛り込んでいます。

なお、公的支援制度の概要をまとめた「公的支援制度一覧」の最新版と（財）建設業振興基金で行っている「先導的・革新的モデル事業」（平成１４年度）、「企業連携・新分野進出モデル構築支援事業」（平成１６年度）の事例紹介については、同基金運営のＷｅｂサイト「ヨイケンセツドットコム」（http://www.yoi-kensetsu.com/）に掲載しておりますので、こちらもご参照下さい。

本書が、意欲のある中小・中堅建設業者にとって、経営基盤の強化、そして企業連携・協業、新分野進出等を図る上での参考となれば幸いです。

平成１７年３月

中国地方建設産業再生協議会

CONTENTS

建設業を取り巻く環境

１）建設投資の推移 1

２）建設業界の現況 2

経営革新のプロセス

３）中小・中堅建設業の経営革新 3

４）経営状況の分析 4

５）事業領域の明確化 5

新分野進出と企業連携

６）新分野・新市場への進出 6

７）企業連携の取り組み 8

８）企業連携の類型 10

外部資源の活用について

９）外部専門家の活用 12

10）公的支援の活用 14

企業の取り組み事例 16

主な連絡先・問い合わせ先一覧 20

中国地方建設産業再生協議会 21

01 建設投資の推移

「国内総生産の２割、総就業の1割」――。永らく巨大産業の地位を維持してきた建設産業ですが、社会構造の変化とともに、その位置づけが大きく変わりつつあります。

日本経済に対する建設業の寄与率を表す国内総生産（GDP）に占める建設投資の割合をみると、年々減少傾向にあり、中国地方の場合も、平成１６年度の見通しではピーク時の約６１％に落ち込んでいます。

建設投資の国内総生産にしめる割合（全国）

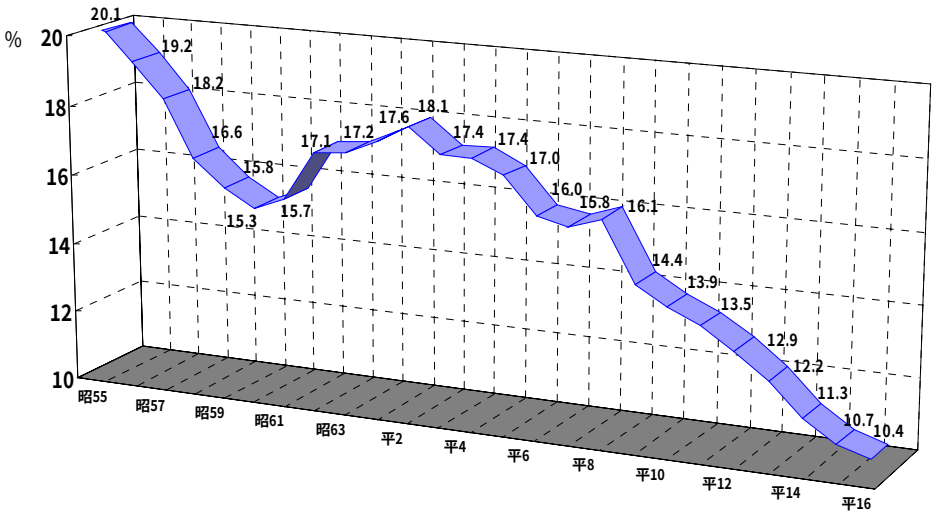

（出所）国土交通省「建設投資見通し」

建設投資額の推移（中国地域）

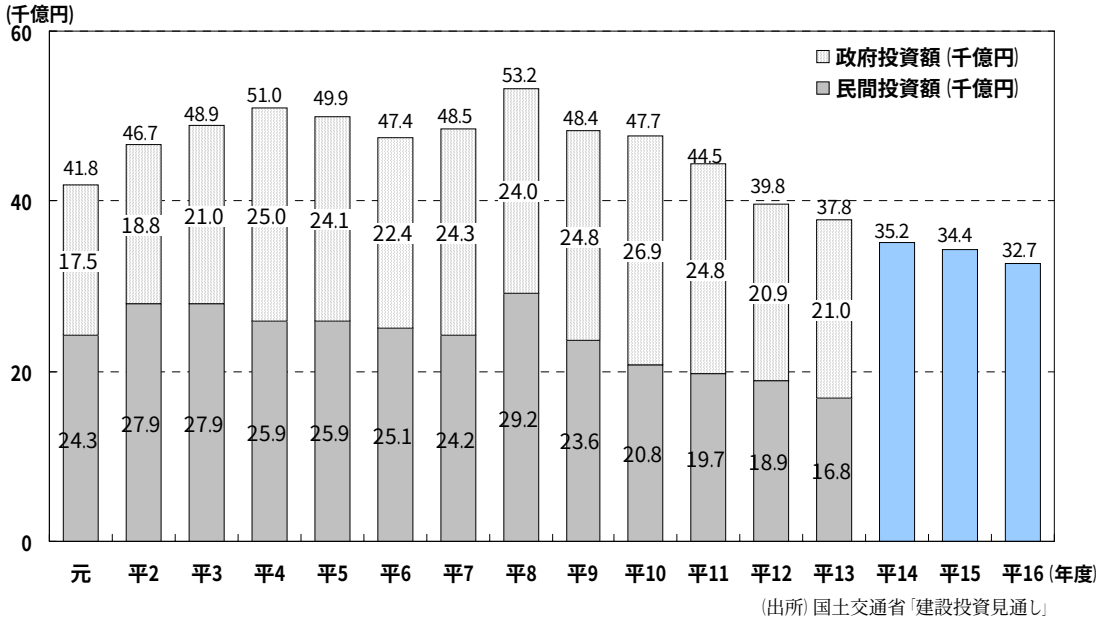

（出所）国土交通省「建設投資見通し」

02 建設業界の現況

バブル経済崩壊以降、縮小を続ける建設市場に比べ、建設業者数、就業者数ともに依然として高い水準で推移しており、供給過剰状態にあると考えられます。

建設許可業者数／就業者の推移（中国地域）

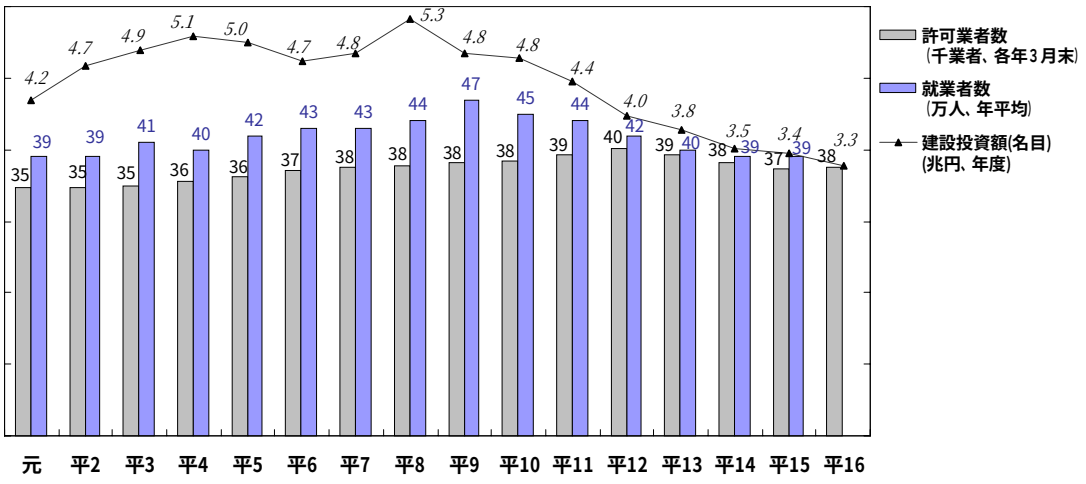

（出所）国土交通省「全国許可業者数調べ」
〃　「建設投資見通し」
総　務　省「労働力調査年報」

厳しい経営環境にはありますが、中国地域における倒産件数について見てみると、平成１６年で２０５件となっており、２年続けて前年を下回るなど、小康状態が続いているといえます。

建設業倒産件数の推移（中国地域）

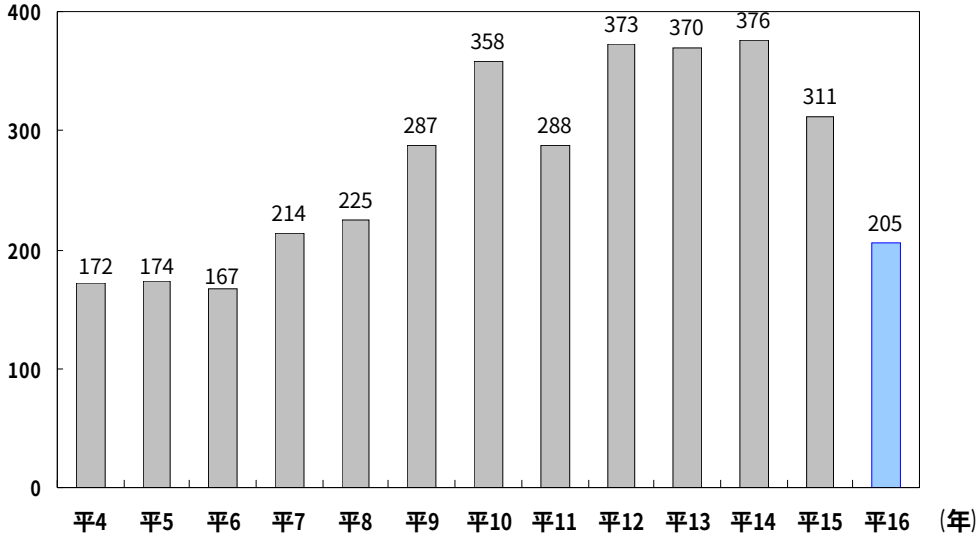

※負債総額 1,000 万円以上

（出所）東京商工リサーチ経済研究室

03 中小・中堅建設業の経営革新

公共工事の減少など従来型市場の縮小が続く中で、地域の中小・中堅建設業者が生き残っていくためには、厳しい状況を見据えたうえで経営の立て直しが求められます。国土交通省が平成１４年にとりまとめた「建設業の再生に向けた基本指針」では、次のような視点での経営革新を提唱しています。

- 不採算部門からの撤退・縮小と収益性の高い事業部門への経営資源のシフト、本業の強化による経営基盤の強化
- 「受注高」から「事業採算性」重視の経営への転換による収益性の向上を進める
- 付加価値を加えた新しいビジネスモデルを構築する

（出所）国土交通省「建設業の再生に向けた基本指針」平成 14 年より抜粋

中小・中堅建設業の経営革新例

建設業における一般的な経営革新テーマとしては次のようなものが挙げられます。

テーマ例	主な取り組み例
相互補完的経営統合	・事業分野や地域の補完による市場の拡大 ・経営基盤強化
(連携・協業化による)新分野への進出	・企画力、技術力、ファイナンス力向上による新分野開拓 ・市場開拓に伴うリスクの分散・軽減
資材の共同調達、共同配送	・物流コスト・調達コスト（固定経費、運送費、資材単価、資材保管費等）の削減 ・資材購入、現場搬入のジャストインタイム化による工期の短縮
設計・積算等の共同化	・積算・設計コスト（人件費、固定費等）の削減 ・品質・精度の向上 ・事務処理の迅速化によるビジネスチャンスの拡大
共同研究開発	・共同化によるコストの削減 ・企画力、技術力、ファイナンス力向上による新分野開拓

（出所）国土交通省「建設業の再生・再編に向けて」より抜粋

04 経営状況の分析

実際に新分野進出など経営革新を進めるにあたっては、経営状況の分析を起点に、いくつかのステップに分けて考えることができます。

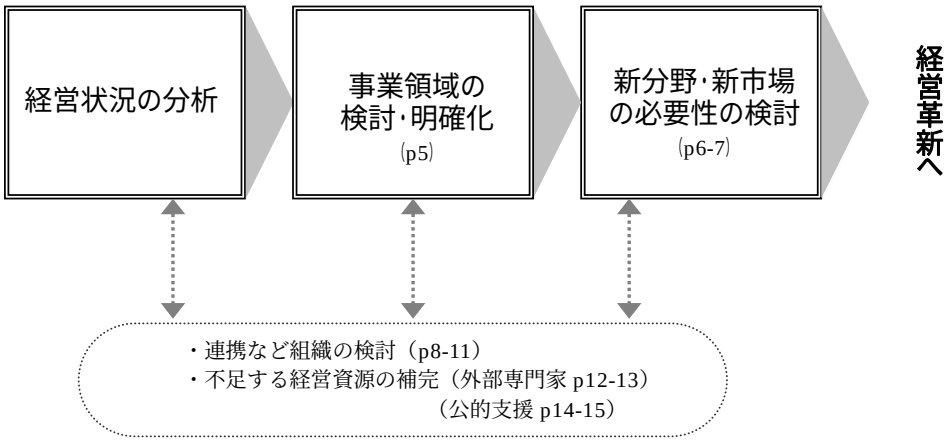

経営状況の分析～ＳＷＯＴ分析の例～

経営革新を進めるにあたっては、まず「経営状況の把握」で自社の経営体質や自社を取り巻く経営環境をあらかじめ認識しておく必要があります。

例えば経営状況の分析の一つにＳＷＯＴ分析があります。これは自社内部の強み（Strength）と弱み（Weakness）及び外部環境の機会（Opportunity）と脅威(Threat)を分析し、自社がどのような立場にいるかを把握するものです。

以下はその基本的な分析例ですが、より詳しく具体的に自社の状況に合わせて分析を行うことで、基本的な経営状況の把握ができます。

〔ＳＷＯＴ分析の例〕

外部環境	**O（opportunity 機会）**	**T（threat 脅威）**
	○住宅ストック市場の拡大 ○リフォーム、環境ビジネスの拡大 ○IT化の急速な進展 etc.	○公共工事の減少。 ○元請企業からの受注量の減少。 ○他企業・他産業からの参入。 etc.
自社内部	**S（strength 強み）**	**W（weakness 弱み）**
	○技術力には定評・自信がある ○社長は豊富なネットワーク・人脈がある ○地域密着で小回りのきく活動ができる etc.	○営業力・販売力が弱い。 ○資金力に難あり。 ○ITに習熟した人材が不足している。 etc.

※外部環境の分析では、自社を取り巻く環境(顧客、競合他社、行政・法令、経済状況などの外部要因)を、自社内部の分析では、自社の(競合相手と比較した相対的な)強みと弱みを把握します。

05 事業領域の明確化

経営理念と経営状況の分析から事業領域を明らかにします。事業領域とは、標的顧客、ニーズ、提供手法を軸にして自社がどのような領域で活動するかを想定したもので、言い換えれば「誰に（who）、何を（what）、どのように(how)」提供するかを示したものです。

事業領域の検討例

塗装業Ａ社の場合

A社は、SWOT分析により、公共工事や元請企業からの受注が減少している一方（脅威）、住宅ストックの増大に伴うリフォーム市場の拡大に着目（機会）、しかもこれまで培ってきた確かな技術力を活かせると判断した（強み）。しかし、個々の中小塗装業者は往々にして営業力･資金力が不足している（弱み）。そこで、フランチャイズ･チェーン（FC）を立ち上げることで、その弱点を克服することにした。FC化して塗装業者をネットワーク化すれば、販売力、営業力、ブランド力の向上につながる。また、FCに加盟する個々の塗装業者にとっても、FC本部から営業やサービスなどの各種ノウハウの提供を受けられるというメリットがある。

下図は、A社の事業領域を表したものである。

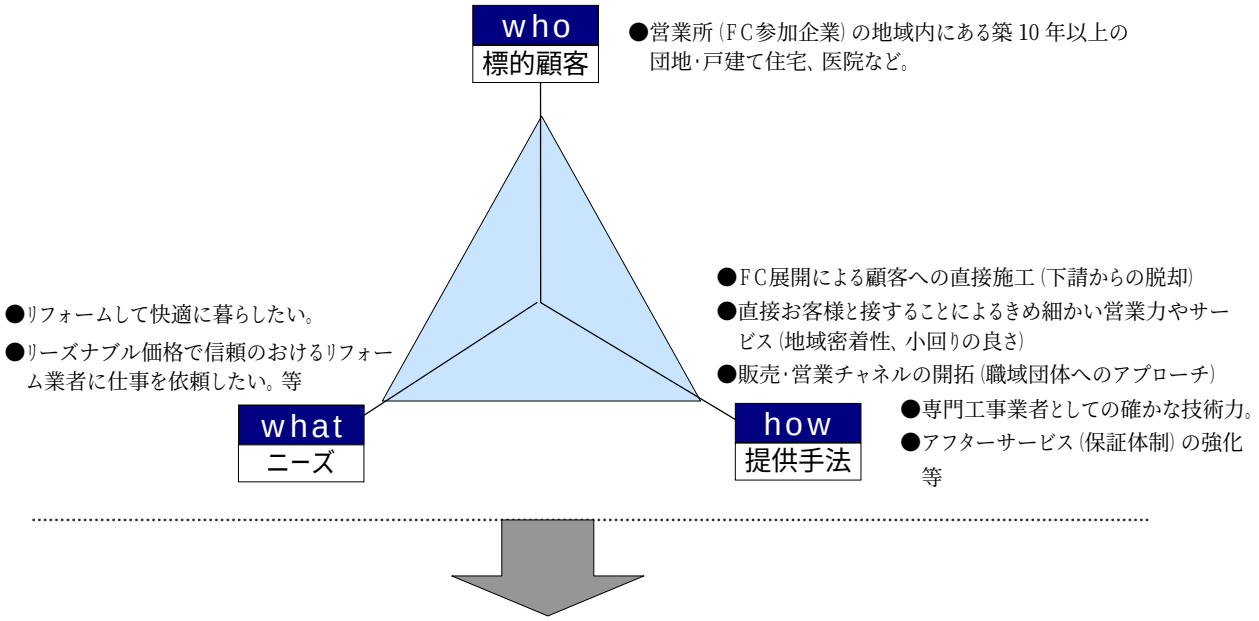

Ａ社のビジョン・コンセプト

●顧客と同じ視点に立ち、戸建てリフォームを通じて長くおつき合いできるパートナーとなる。
●顧客第一主義に徹したプロの技術とマナーで、安心と信頼のペインターとなる。
●キャッチフレーズは「あなたの街のペインター」

06 新分野・新市場への進出

従来型の建設市場の縮小は避けられないものの、関連する新市場、あるいは将来性のある成長分野も生まれています。

新分野・新市場は、社会ニーズの多様化・複合化、少子高齢化の進展、環境意識や健康意識の高まり、個人のライフスタイルの多様化など、事業環境の変化とともに顕在化しつつあります。

進出する新分野・新市場は既存事業と異なるためリスクも伴います。周到な戦略を策定するとともに、自社に不足する経営資源を補完するために、連携（企業連携・産学提携・組合など）を図ることも中小企業には必要と思われます。

新分野・新市場進出の理由

- 公共事業削減などに伴う厳しい経済環境
- 入札制度等の見直しによる影響
- 新たな収益源・収益機会の開拓
- 既存事業への不安／既存事業の競争激化
- 社会・顧客ニーズの多様化への対応
- 余剰人員の有効活用 etc.

主な有望市場の動向

新市場・成長分野	動　向
リフォーム・ リニューアル分野	膨大な建設ストックが生み出す、リフォーム・リニューアルといった業務の増大が見込まれる。現在、公共の小中学校の4割が建築後 20 年～30 年、また庁舎は5割が 10 年後に築後 30 年以上と、これから本格的な改修期を迎える。住宅やマンションのリフォーム市場も 2010 年には現在の 1.5 倍に達すると予測されている。
環境・リサイクル関連分野	環境に対する関心の高まりは、巨大な環境ビジネスを創出し、建設業界においても新市場を生み出すと予測される。特に土地や自然を相手にする建設業は、環境関連の経験やノウハウが他産業より豊富であり、大気汚染防止、排水処理、廃棄物処理、土壌浄化、リサイクル等での活躍が期待される。
高齢化社会 ・都市再生分野	着実に進む高齢化社会と、それに伴う国や自治体の支援制度の拡充により、バリアフリー、介護等の施設及び保育所整備等の事業の拡大が確実視されている。また、都市再生や景観整備・保存にも多くの建設需要が存在している。
農林水産業分野	土壌改良による有機農業、機械を用いた農作業受託、観光業を兼ねた牧場、近海に魚を増やすための漁礁の開発、間伐材を利用した肥料作り、廃熱利用のグリーンハウスなど、様々な挑戦が始まっている。

リフォーム市場、環境関連市場の市場規模

将来、市場の急成長が見込まれ、また中小･中堅建設業者のもつ人材･ノウハウ･技術等の活用が期待できる新市場には、リフォーム市場や環境関連市場があります。

従来の新規建設投資の進展は望めないものの、今後の成長が見込まれるこれらの分野を中心に、建設投資領域の拡大が予想されます。

規　模 / 市　場	市場規模（兆円） 1995 年	2010 年	伸び
リフォーム市場	**19.9**	**27.6**	**1.39**
住宅（官民計）	7.3	9.3	
民間非住宅	8.8	12.1	
政府非住宅	3.8	6.2	
環境関連市場	**247.4**	**400.9**	**1.62**
大気汚染防止	3.1	3.7	
排水処理	53.3	80.8	
廃棄物処理	81.2	92.0	
土壌・水質浄化	0.4	5.6	
騒音・振動防止	1.6	2.7	
環境測定・分析・アセスメント	2.5	2.7	
再生素材	37.5	88.5	
省エネルギー及びエネルギー管理	7.6	24.9	
その他	60.3	99.9	

(注)上記表は、以下の資料を参考に作成した。
･「中小建設産業の新分野･新市場開拓のための企業連携に関するガイドライン」
（中小建設産業の連携による新市場開拓研究会）(2002 年)
･「新建設市場の将来予測」(1998 年)（新建設市場予測検討会）
･「環境対策と雇用について」(2002 年)（環境省）

新分野・新市場の進出の課題

･技術･工法･製品･サービスなどの開発
･営業･販売ルートの開拓･確保
･優秀な人材の確保･育成
･新分野に関する情報の入手
･資金の調達
･経営ノウハウの習得
･許認可申請等の行政手続き　etc.

07 企業連携の取り組み

中小･中堅建設業者は、往々にして人･モノ･金･情報･ノウハウなどの経営資源が不足している場合があります。ただし外部と連携することによって、自らが持たない顧客開拓力、技術力、ノウハウ等を補完していくことが可能となります。

実際に企業連携を検討する場合には、自社の経営上の強みと弱みを客観的に評価･把握し、連携によって何を実現するのか明確にしておくことが必要です。

連携のメリット

1 経営資源の補完
～連携により、人材・スキル・ノウハウ等の不足を補う～

2 独自性・優位性の確立
～連携により、一層の相乗効果が期待できる～

3 リクスの分散・軽減
～連携により、リスクを一社で背負い込まない～

単独での取り組みと連携の比較

選択 / 検討項目	単独	連携
立上りまでのスピード	△（時間がかかる）	○（開発期間の短縮）
開発コスト	×（大きい）	○（分担できる）
リターンの大きさ	○（独占）	△（分担させられる）
意思決定の自由度	○（単独）	△（合意形成を要す）
取組分野の深さ・広さ	△	○
人脈活用のチャンス	△	○
技術力の限界	×（自社の保有の範囲）	○（他社の技術力の活用）
需要予測の客観性	×（ひとりよがり）	○（客観性が高まる）

経営革新のためのステップ・連携

現状分析から実施までの一連のプロセス及び外部との連携活動をイメージすると下図のようになります。どの段階から連携を進めていくのかは、実施する事業、外部機関、連携方法などの種類によってケース・バイ・ケースとなります。

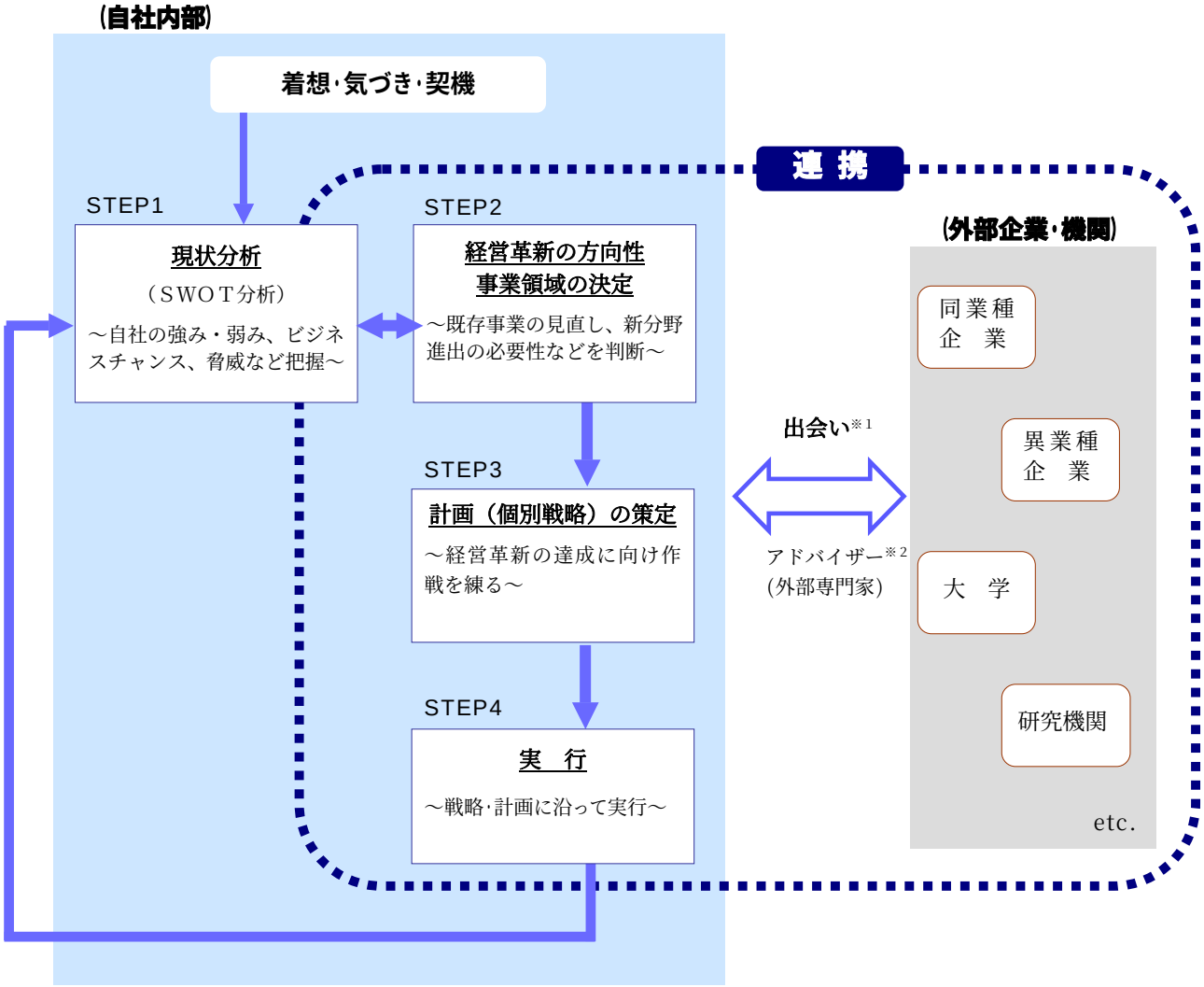

※1．平成15年度「地域における建設産業再生のための先導的・革新的モデル構築支援事業」に採択された17のモデル事業によると、出会いのきっかけとしては「通常の取引業務を通じて」（8件）が一番多く、次いで「同業種交流会を通じて」（7件）、「異業種交流会を通じて」（5件）と続いています。（複数回答）

なお「地域における建設産業再生のための先導的・革新的モデル構築支援事業」とは、地域において企業連携や新分野進出、協業化等に活路を求め、経営革新に取り組んでいる中小・中堅建設業者を発掘・支援しようとするものであり、平成15年度に国土交通省からの受託事業として（財）建設業振興基金が実施したものです。

※2．アドバイザー（外部専門家）としては、業界事情・技術・経営・マーケティング等に通じた専門家（OB人材、中小企業診断士、技術士、大学教授等）がふさわしいと考えられます。17のモデル事業者にアンケートした結果によると、「一定の役割を担ってもらっている」（8件）、「積極的に活用している」（7件）と、15の事業者がアドバイザーを活用していることがわかりました。（単数回答）

（出所）建設業振興基金「地域における建設産業再生のための先導的・革新的モデル構築支援事業～連携による新たな事業展開～」より

08 企業連携の類型

中小･中堅建設業者の連携相手となりうるパートナーの類型については、実施する事業内容･方法などの違い等によって、次の5つの形態が考えられます。

①同業種連携、②水平的連携、③垂直的連携、④業際連携、⑤業外連携

パートナー類型からみた連携のタイプ

連携が①→②→③に進むにつれ、業種の違いが大きくなり連携が難しくなるが、成功したときの成果はより大きなものが期待できる。今後、新分野進出の必要性が増していく中で、業際連携及び業外連携はますます重要になると予想される。

	連携の概要	連携の例
①同業種連携	同じ業種、業態による複数の企業による連携。営業力の強化、コストダウン、開発等のスピードアップに有効。	・複数の専門工事業者が資材の共同購入を目的に事業協同組合を作る。 ・総合工事業者がコストダウンを目的に行う連携。
②水平的連携	担当するパートが近接かつ密接な関係にある業種間の連携。技術(施工範囲等)が広まり、受注を得られやすい。	・リフォーム工事において、外装グループ、内装グループ、水まわりグループ及びホームオートメーショングループ等の企業が行う連携。
③垂直的連携	「川上」の業種と「川下」の業種の連携。施主への提案力向上、コストダウンなど営業力を高めやすい。	・ビル建設において、測量、設計、施工、維持管理のそれぞれに属する企業が連携して幅広いサービスを提供。
④業際連携	業務内容が異なるものの、担当する業務が互いに密接に関係している異業種の企業と連携。これにより技術力や営業力、情報力の向上はもちろん、コストダウンも行いやすい。	・リフォーム工事において、仕上工事業者が資材メーカーと特約契約を締結。 ・耐震リフォームにおいて、基礎工事業者が戸建住宅メーカーと提携。
⑤業外連携	これまで中小・中堅建設企業とは業務遂行上接点がなかった異業種企業との連携。両者の技術・ノウハウ等を持ち寄って、新分野に進出する場合等に有効。	・介護ビジネス分野進出において、総合建設業者が介護事業者と連携 ・土壌浄化事業進出において、地質調査会社が不動産鑑定会社と連携。

連携方法の種類

上記連携タイプに基づき、自社の弱点補強の必要性の程度や許容される時間などを考慮して、連携の具体的な方法を選びます。連携方法は、業務提携やフランチャイズへの加盟、協力会社としての参加、協同出資会社設立、持ち株会社設立、そして合併等に分類できます。

戦略的な連携のあり方・進め方

1 連携先と信頼関係を築く
～キブ・アンド・テイクの精神でお互いにメリットをもたらし合う関係を～

2 連携の目的を明確化する
～目的・目標を明確にし、参加企業のベクトルを合わせる～

3 役割分担などのルールを明確化する
～適材適所の役割分担により、交流段階から事業化段階へステップアップ～

リスク回避のために

ただし、企業連携にはメリットだけでなくリスクも伴います。事前にパートナーを十分理解し、協力体制などについて、十分な同意を得ておくことがリスク回避につながります。

①パートナーに関する調査を十分に行う
　相手方の有する資本力、技術力、営業力、資金力をはじめ、経営者や社風など、自社との連携においてメリットが十分期待できるかどうか見定める。(相手方からも同様のことを求められる)

②トラブルの原因になりそうな事項については文書で明確にしておく
　費用分担の問題、秘密保持のお互いの義務、提携の解消に関する取り決めなど。

③できるだけステップ・バイ・ステップで行う
　緩やかな連携からスタートすることにより、当初予想できなかった事態が発生した場合でも柔軟に対処できる。

09 外部専門家の活用

企業規模が小さい建設業でも、社外専門家を上手に活用することで、情報力・専門知識等を補完・拡充することができます。

外部専門家の活用目的は大きく「事務代行」と「専門知識の活用」に分けられます。これまでは、作業委託である「事務代行」が主流でしたが、今後は中小企業の経営基盤強化や経営革新において、「専門知識」を持った外部専門家の活用が重要になってくると思われます。

建設業再生アドバイザー

国土交通省では、中小・中堅建設業の経営者の方々が経営革新や経営基盤の強化を目指す取組みを更に促進するため、経営情報相談窓口の機能を拡充する形で、中小企業診断士等の専門家が個別・具体的な相談に応じる「建設業再生アドバイザー事業」を実施しています。

●事業内容

経営相談を希望する事業者に、中小企業診断士等の専門家を「建設業再生アドバイザー」として派遣し、個別具体的な相談に応じます。（相談時間は３時間程度を目安とします。）

●事業期間

平成１６年９月１３日（月）より平成１７年３月末まで

●事業対象

中国管内を営業基盤とする中小・中堅建設業者

●費用負担

１回目の経費については中国地方整備局が負担します。２回目以降については、自己負担となります。

●応募方法

相談申込書（中国地方整備局のホームページに掲載しております）に必要事項を記入の上、、中国地方整備局の担当窓口あてにＦＡＸして下さい。後日、相談者あてに建設業再生アドバイザーより日程調整等についての連絡をさせていただきます。

●問い合わせ先

中国地方整備局　建政部　計画・建設産業課　（担当：井上、大庭）
TEL：０８２－２２１－９２３１（内線6142）　FAX：０８２－５１１－６１８９

アドバイザーの名称（建設業再生アドバイザー）につきましては、平成１７年度より改称する予定です。アドバイザーの名称を含め、本事業に関する詳しい情報については中国地方整備局ホームページをご覧下さい。

http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/saisei-advisor.htm

外部専門家　～専門知識の活用～

弁護士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、行政書士など外部専門家を活用することにより、専門的知識にもとづく適切なアドバイスが得られます。

分野	専門家	相談料・相談報酬	
許可・経営事項審査	行政書士	相談報酬	１時間３～５０００円
		書類作成	報酬は内容により異なる。
税　務	税理士	相談報酬	「税理士報酬規定」は、平成１４年３月３１日をもって廃止されたため、報酬額は個々の税理士との相談による。 ※（参考）平成１３年１０月に税理士会が実施したアンケート調査によると、口頭による相談は、平均額１万３０００円となっている。
経営診断・経営指導	中小企業診断士	経営診断指導報酬	１日当り１０万円（１日５時間とする） ※ただし、診断報告書作成、診断報告会料を別料金としている場合もある。
		経営指導顧問料	１ヶ月１０万円
財務・会計	公認会計士	口頭によるもの	９万７５００円以上（平成１６年３月までの基準）
		書面によるもの	３９万３５００円以上（平成１６年３月までの基準）
人事・労務	社会保険労務士	相談報酬	社会保険労務士の報酬規定は、平成１４年１１月の法律改正により廃止されたため、報酬額は個々の社会保険労務士との相談による。 ※労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度相談に応じ、または指導する場合に受ける。
法　律	弁護士	初回市民法律相談	３０分毎５０００円から１万円の範囲内で一定額（平成１６年３月までの基準） ※初回市民相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいう。
		一般法律相談	３０分ごと５０００円以上２万５０００円以下（平成１６年３月までの基準） ※一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の法律相談をいう。
建設業経営相談回答システム（ヨイケンセツドットコム） 公認会計士・中小企業診断士・行政書士などの専門家をデータベース化。各専門家のプロフィールの検索・閲覧やＷｅｂ上で簡易相談ができる。（無料） URL: http://keiei.yoi-kensetsu.com/counsel/home.html			

(注) 1．上記は、各団体の報酬規定（現在廃止されているものを含む）による。但し、実情は各地方により差があるので、事前に確認しておくことが望ましい。
(注) 2．中小企業診断士の上記診断等の報酬額は、（社）中小企業診断協会が開業中の中小企業診断士の診断報酬について行ったアンケート調査結果であり、実情は個人差があるので、事前に相談頂きたい。
(注) 3．上記は相談料についてのみ紹介したものであり、特定の調査や事件処理については別料金が必要となる。

10 公的支援の活用

新分野進出などの経営革新を後押しする国の支援策も本格化しています。厚生労働、農林水産、経済産業、環境、国土交通の関係５省で構成する「建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連携会議」は平成 16 年末、具体的な支援策を発表。農業、環境、福祉分野への進出支援策や労働者の雇用対策など、新しい施策を含めたきめ細やかな各種支援を打ち出しています。

建設業の新分野進出支援策の全体像

総 合

●ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰの設置（建設業新分野進出促進支援事業）
●地域における中小・中堅建設業の新分野進出促進モデル構築支援事業　●建設業新分野進出セミナーの開催

中小企業対策

●中小企業・ﾍﾞﾝﾁｬｰ総合支援ｾﾝﾀｰによる、専門家派遣、ｾﾐﾅｰ等の開催
●中小企業再生支援協議会による中小企業再生の支援
●中小企業新事業活動促進法（仮称）の創設

雇用対策

●建設労働者雇用安定支援事業　●地域雇用開発促進助成金　●中小企業基盤人材確保助成金
●建設業新分野定着促進給付金（仮称）　●新規・成長分野企業等に対する総合的な支援
●地域雇用受皿事業特別奨励金　●中小企業雇用管理改善助成金
●新たな労働力需給調整ｼｽﾃﾑのあり方を含む今後の建設労働対策の検討

能力開発

●建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金　●中小企業雇用創出等能力開発助成金

農 業

●農地ﾘｰｽ方式による農業参入の支援
●金融支援(制度資金の融資/信用保証/農業法人等に対する出資と融資の一体的提供を行うための体制の整備)
●地域・企業協働基盤整備推進対策(農業参入促進基盤整備実証事業等)
●強い農業づくり交付金のうち認定事業者等担い手育成対策/農業経営総合対策のうち担い手総合支援事業
●強い農業づくり交付金のうち新規就農促進対策/農業経営総合対策のうち新規就農等促進総合支援事業

環 境

●土壌汚染対策法の施行
●廃棄物処理法の一部改正による「広域認定制度」の整備
●学校等ｴｺ改修・環境教育ﾓﾃﾞﾙ事業
●環境ｶｳﾝｾﾗｰ登録制度
(環境ｶｳﾝｾﾗｰ・ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽの情報提供)
●地方環境対策調査官事務所への問い合わせ受付

福 祉

●地域介護・福祉空間整備等交付金の創設による地域の介護サービス基盤の整備

建設業関連

●PFI 方式による建設工事を請け負う建設業者の資金調達の円滑化

他の産業分野へ進出する上で必要となる技術やノウハウ等が蓄積される

効果

事業者の自発的な新分野進出の取組みを後押しすることにより・・
●中小・中堅建設業の事業構造の転換による経営基盤の強化
●地域の基幹産業である農業の担い手の裾野の拡大、環境・福祉など社会的関心が高く、成長が期待される産業分野への対応の促進　等が図られる。

○過剰供給構造の是正による建設業の再生
○地域経済の安定・発展、雇用の維持・確保を通じた地域の再生

ワンストップサービスセンターによる新分野進出の総合的な支援

新分野進出などに経営革新の取り組みを円滑化するための新しい支援にワンストップサービスセンターの設置があります。会計や法務などの専門家を窓口に配置し、関係省庁の出先機関などとも連携して関連したサービスを一カ所で受けられるようにするもので、都道府県ごとに設置し、これを関係省庁が連携して支持する枠組みを構築する予定です（平成 17 年度予定）。

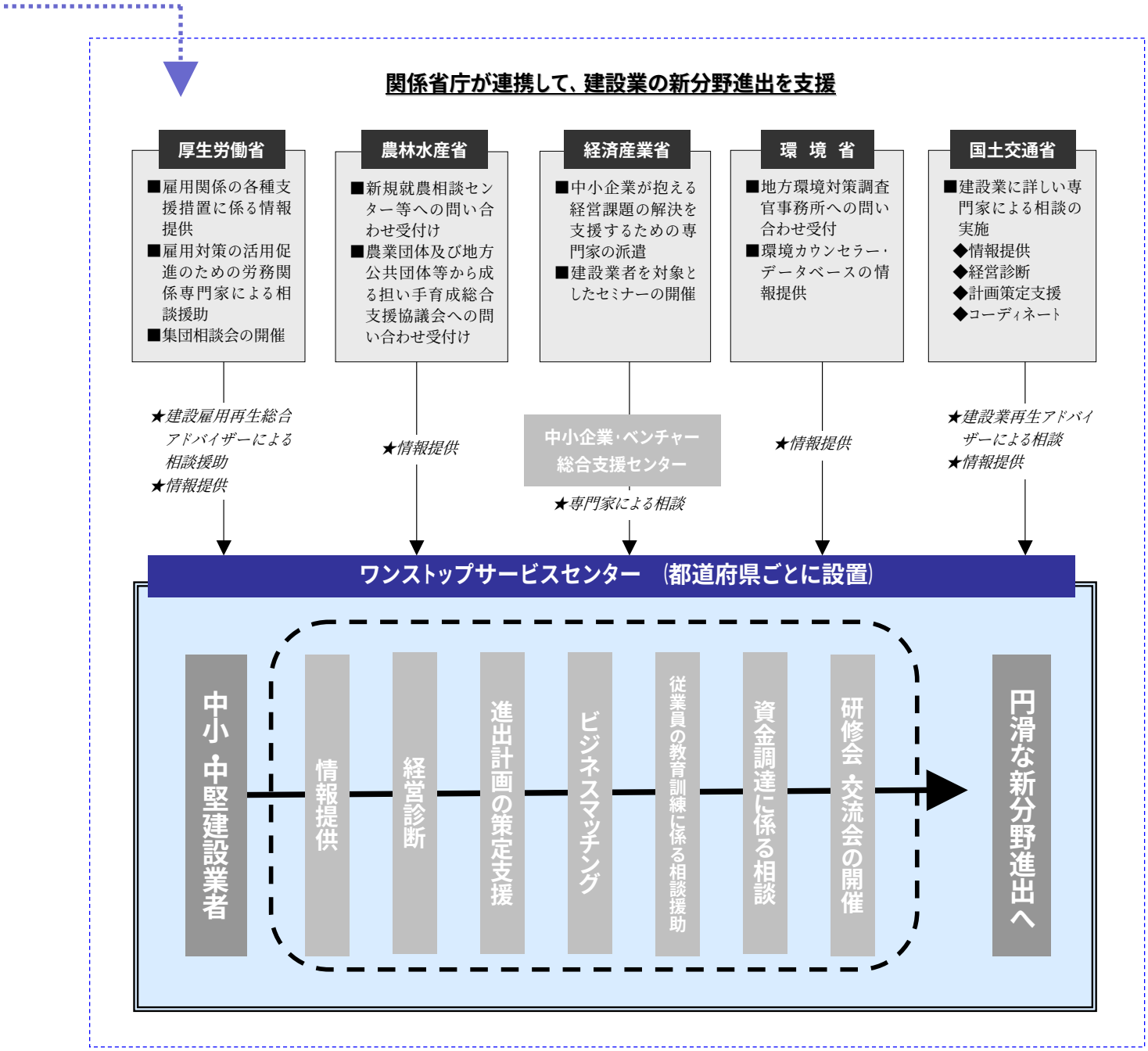

企業の取り組み事例

(財)建設業振興基金では、国土交通省からの受託事業として、新分野進出や企業連携などの経営革新に意欲的な中小・中堅建設業者の取り組みを、モデル事業として支援してきました。

平成１５年度の「地域における建設産業再生のための先導的・革新的モデル構築支援調査事業」では１７件、平成１６年度の「地域における中小・中堅建設業の企業連携・新分野進出モデル構築支援事業」では４２件のグループや企業を採択しました。ここではそのなかから７件を選び紹介します。なお、事業の取り組み段階はいずれも、フィージビリティ・スタディ（事業化可能性調査）、事業化計画策定、事業着手といった初期段階のものが対象となっています。

※その他のモデル事業の事例については、ホームページ（ヨイケンセツドットコム　http://www.yoi-kensetsu.com/）でご覧頂くことができます。

事例１　重金属汚染土壌処理・再資源化事業への進出

重金属などに汚染された土壌を処理し、再資源化するビジネスへの進出を目指しているのが、太平産業（株）グループである。土壌汚染は工場や病院跡地などに多く、環境に有害なだけでなく、これらの土地を担保として持つ金融機関も処分に困るなど、土壌汚染処理のニーズ・市場性は将来が期待される。

太平産業(株)（愛知県名古屋市、従業員 40 人）は昭和 38 年の創業以来、土木工事の施工、残土受入処分、建設汚泥の中間処理および砂利・砂等のリサイクル製品の販売などを手掛けてきた。これまでの事業実績に加え、建設汚泥中間処理施設を保有していること、さらに「土」関連事業の専門スタッフを多くそろえ、リサイクル製品の販売ルートを持つこと――このような自社の強みを背景に、平成15年の土壌汚染対策法の施行を機に、土壌汚染処理ビジネスへの進出を決定したのである。

しかし、土壌汚染の原因物質は、重金属や揮発性有機化合物、油、ダイオキシンなど多岐にわたるうえ、これらは複合した汚染であることが多く、処理方法も複雑にならざるを得ない。技術や法律の専門的知識や研究開発、設備投資も要する。そこで、太平産業（株）が中心になり、市場や法規制調査、土壌汚染調査、土壌処理・再資源化技術、設備建設のノウハウをもつ複数企業とグループを形成、5 社からなる事業検討プロジェクト委員会を設置。今後の活動としては、経営革新に関する公的支援制度の活用、汚染土壌の専門的スタッフの確保、環境省の指定調査機関への参入、汚染土壌処理認定施設の建設調査などを行うこととし、平成17年度中の事業化実現を目指している。

事業の核となる建設汚泥中間処理施設

事例２　高級マンションリフォーム市場への進出 ～企業連携による事業展開～

福島県郡山市にある八光建設（株）（従業員 49 人）は、「新築・リフォームへの福島県産優良木材の安定供給、使用システムの構築」と、「RC造住宅・マンションのリフォーム設計施工における差別化技術の確立」を掲げ、東京都心部の高級マンションのリフォーム市場への進出を図っている。東京におけるマーケティング結果から浮かび上がった顧客ニーズを満たすためには、そのニーズにマッチした企画・デザイン・設計・施工体制を確立する必要があるが、自社単独では限界がある。そこで、都内の設計事務所および工務店、埼玉県の解体工事会社、県内のIT会社、建材会社などからなる連携グループを組むことにした。

もともと官工事主体の総合建設会社であった同社だが、昨今の公共工事の減少により、民需・消費者ニーズへの重点化を図っている。顧客に対する情報発信強化の一環として、2003 年には『お客様を創造する』ためのショールーム（アークラボット）を設け、イタリア製のシステムキッチンなど「住まうことを楽しむ」さまざまな提案をしている。また、福島県産優良木材を使用した、人にやさしい住環境づくりを提案し差別化を図っている。ウェブカメラを使った現場管理、顧客へのプレゼンテーションを実施するなど、ITも活用している。

今後は、より一層顧客との接点を大事にし、連携先との関係を強化するとともに、地元福島はもとより首都圏への着実な展開を目指している。

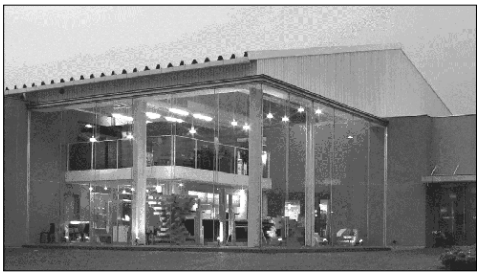

郡山市内に開設されたショールーム「アークラボット」

事例３　型枠残材リサイクル事業 ～地域間企業連携によりセメント焼成時の熱源に活用～

建設現場で大量に使われる型枠材。以前は使用後、木質系産業廃棄物として焼却処分していたが、建設リサイクル法や環境基準の制定により厳しい規制がかかり、型枠残材処理は現在、建設業界が抱える大きな問題となっている。この型枠残材の問題に取り組んでいるのが、（株）吉田工務店（神奈川県横浜市、従業員 13 人）を中心に型枠大工工事業者6社で構成する吉田工務店グループである。

事業の内容は、新潟県内にあるセメント製造会社と連携し、残材をセメント焼成炉の熱源に利用するというもの。燃焼による熱エネルギーを得て発電、工場で使用する電力のほとんどをまかなうことができるうえ、灰はセメント材に混ぜて再利用することで無駄な副産物が発生することがない。型枠残材を、熱エネルギー、電力、セメント原料（灰）としてリサイクルするという、大きなメリットのある事業である。また、残材を運搬する運送会社及びベニヤ材輸入会社と連携し、運搬費用のコスト削減を実現。神奈川から新潟へは型枠残材を運ぶ一方、新潟から神奈川へは輸入型枠を運搬し、往復の積み荷を確保することで輸送コストの低減化を図ることができた。

今後は残材をチップ化するなど付加価値化をつけてセメント会社に納入したい。残材をチップ化すれば運搬量を増やして輸送コストも一段と安くできる。このような工夫を重ねるとともに、経営革新に関する公的支援制度の活用を図り、事業拡大を目指したいとしている。

吉田工務店が連携する各企業とその役割

企業の業種	役割・メリット
セメント製造業者（新潟県）	・安定的かつ良質なセメント焼成時の燃料の確保。また、その灰もセメント原料として再利用できる
運送業、収集運搬業者（新潟県）	・効率的な物流の実現 神奈川→新潟…型枠残材の運搬 新潟→神奈川…輸入型枠の運搬
ベニヤ輸入・販売業者（新潟県）	・関東地区への輸入型枠材の販路の確保・開拓
型枠専門工事業者（神奈川県）	・型枠残材の安定的なリサイクル先の確保

事例４　これまで培った塗装技術や人脈を活かし、中国市場への参入を目指す

中国は2008年のオリンピック等に向け、好景気に沸いており、建設分野も例外ではない。従って、ビジネスチャンスは非常に大きいものの、特殊な商慣習や人脈などのハードルが高く、日本から進出している塗装工事業者（仕上げ工事業者）はほとんどいないと思われる。

そのような状況にあって、（株）ダイシン（山口県下関市、従業員数10人）は、かつて塗装研修生として受け入れたことのある中国人（現在、中国で事業家として成功。現地要人との人脈も多い。）から、「中国進出してみないか」との要請があったこと、既に現地進出し事業が軌道に乗っている知り合いの経営者（下関市の製造業）の後押しもあり中国進出を決意、現地法人を設立し、進出準備を行っている。

高品質で丁寧な日本の施工技術・ノウハウを提供することにより、『メイド・イン・ジャパン』の良さを建築分野でもアピールし、現地市場を開拓・確保していくことが基本戦略である。しかしながら、中小企業の海外進出は、大企業のそれに比べ一般的にリスクが高いと思われ、特に中国進出については、「独特の商慣習」や「円滑な事業推進のための人脈づくり」が非常に重要なポイントとなる。

そこで、前述の人脈に加え、現地パートナー企業やエージェントと連携・協力しながら、情報収集力アップや受注体制の強化、売掛金の管理・回収などを行い、リスクの回避を図っていく予定である。その他の課題としては、資金調達や現地技術スタッフの育成・確保、より多くの人脈づくりなどが挙げられるが、今後はこれらの課題解決を図り、対中ビジネスへの積極的なアプローチを試みていきたいとしている。

事例５　企業連携型管工事統合ネットワークシステムの構築

中小建設業者にとって経営環境の激変が続く中、特に官庁工事については、発注量の減少と同時に入札の透明化など構造変化の真っ只中にある。このような状況下、①発注者（水道局）の要求に応えうる正確でスピーディーな各種書類の作成、②工事施工の効率化に資する支援データベースの作成、③工事減価の低減、以上3つの目的を達成するために、「企業連携型管工事統合ネットワークシステムの構築事業」に取り組んでいるのが、いのもと産業（株）（広島県東広島市。従業員数 18人）を中心とした11社（参加企業は全て管工事業者）からなる連携グループである。

中小零細の建設企業にとっては、発注者に提出する図面や入札積算書、竣工積算書など各種書類の作成は膨大な手間がかかり、かなりの負担となっている。もちろん、工事そのもののコストダウンも図らねばならない。

そこで、上述の連携グループを平成 15 年に発足させ、管工事特性や地域特性を加味した専用システムの開発に取り組んだ。積算、工事管理、書類作成などの各側面において、従来は個別システムでばらばらに管理してきたが、当該取組ではそれらを連動させ、統一システムで管理可能とする。これにより、情報の一元化と共有化が図られるとともに、リアルタイムの情報把握、余剰在庫の削減、工程管理の効率化等を実現できる。

いのもと産業の会長がシステムの基本設計を作成し、市内のシステム開発業者にシステム構築を依頼するとともに、連携グループのメンバー間でIT化に対する理解が醸成された。11社集まったので、1社あたりの負担額も抑えることができた。

今後の課題は、当該システムのＡＳＰ運用をいかに軌道に乗せていくか、個人的・属人的な業務ノウハウをいかに標準化させていくか、各社によってまちまちなIT技能をいかに教育していくかなどが挙げられる。

事例６　地域土壌による山菜類の栽培と園芸用育苗培土の製造

総合建設業の藤元建設工業（株）（広島県比婆郡、従業員１２８人）は、農業資材の開発及び製造，販売で培ったノウハウをもとに、農業部門を自社の第二事業と位置付け、農薬と化学肥料に依存しない安全な農産物の生産に乗り出した。

事業内容は、地元特有の「黒ボク」（有機物を多く含む三瓶山起源の火山灰土壌）に適した山ウド、ミョウガ及び根菜類を、無農薬や有機質肥料で栽培し、新鮮で風味豊かな野菜を消費者に提供しようというもの。広い面積を要する根菜類の栽培には、耕作放棄地の有効利用を試みている。

また、同社には、黒ボクを利用した水稲用の育苗床の土づくりの開発経験があり、これを生かした園芸用の培土の開発も手がけている。特に最近，県内に進出した大手茸メーカーが排出する廃菌床に注目。この廃菌床は，トウモロコシの芯を砕いたものや穀類の搾りかす、米ぬかなどを配合したもので構成されており、園芸用培土の原料に適している。そこで、廃菌床を主原料とするセル苗に対応した園芸用育苗培土の製造･販売を目指しており、更には、連作障害及び薬害が克服可能なハウス栽培用有機質肥料の開発にも取り組む予定である。

昨年は、実際に栽培した山ウドを大手スーパーマーケットでサンプル販売。消費者の感触は良好で、無農薬有機栽培の農産物への関心は高く、今後も広い販路が期待できそうである。

連作障害を防ぐハウス栽培用有機質肥料を開発

事例７　小規模・多機能型介護施設の運営事業

土木建築業を営んでいる（株）荒正（山形県山形市、従業員 15 人）は、リストラに伴い遊休化した社屋の有効活用と雇用の確保を図るため、介護事業（デイサービスとショートステイ）に進出することを決断した。荒正は木材業や製材業も生業としており、地元の木材を活用した特色ある家づくりを推進してきた経験がある。これは旧社屋からバリアフリー介護施設への改築にノウハウが発揮できる有利な条件でもあった。

その他にも、関連会社が温泉事業を営んでいるという利点があった。温泉施設を利用して入浴サービスの充実を図ることができると同時に、年間１０万人が来場する温泉客に介護施設をアピールすることも可能である。また、ショートステイに関しては山形地域では待機組が多く、十分なニーズが見込まれ、地域密着型で独自性のあるサービスを開発･提供できれば、ライバル企業や他の福祉施設との競争を有利に展開できると考えた。

ヘルパーなど介護事業に携わる人員は新規採用することとなった。事業の実施にあたっては、専門のコンサルティング会社に行政手続きやマーケットリサーチなどを委託。施設は今年６月からオープン予定。今後の課題は、優秀な介護スタッフの確保、食事サービスの充実、営業時間の延長など、特色ある介護プランの策定である。

社屋を介護事業のための空間に改修中

主な連絡先・問い合わせ先一覧

新分野進出に関する問い合わせ先

(社)鳥取県建設業協会	TEL:0857-24-2281	〒680-0022　鳥取市西町 2 丁目 310 番地　鳥取県建設会館内
(社)島根県建設業協会	TEL:0852-21-9004	〒690-0048　松江市西嫁島1丁目 3 番 17-101 号
(社)岡山県建設業協会	TEL:086-225-4131	〒700-0827　岡山市平和町 5-10　岡山建設会館内
(社)広島県建設工業協会	TEL:082-241-0558	〒730-0042　広島市中区国泰寺町 1 丁目 5 番 25 号　広島建設会館内
(社)山口県建設業協会	TEL:083-922-0857	〒753-0074　山口市中央 4 丁目 5 番 16 号　山口県商工会館 4 階
中国地方整備局 中小･中堅建設業者経営情報相談窓口		〒730-0013　広島市中区八丁堀 2-15 TEL:082-221-9231　内線 6142／FAX:082-511-6189
(財) 建設業振興基金構造改善センター 新分野進出インフォメーション		TEL:03-5473-4572　／　FAX:03-5473-4594

※行政機関等における問い合わせ先については、次頁「中国地方建設産業再生協議会」をご参照ください。

外部専門家の問い合わせ先

税理士団体

中国税理士会	TEL:082-246-0088	〒730-0036	広島市中区袋町 4-15
鳥取県支部連合会	TEL:0857-20-2020	〒680-0845	鳥取市富安 2-79-1　藤岡正明事務所内
島根県支部連合会	TEL:0856-23-1717	〒698-0003	益田市乙吉町イ 338-8　藤江義則事務所内
岡山県支部連合会	TEL:086-233-1553	〒700-0807	岡山市南方 1 丁目 2-7　岡山県税理士会館内
広島県西部支部連合会	TEL:082-246-0088	〒730-0036	広島市中区袋町 4-15　中国税理士会館内
広島県東部支部連合会	TEL:0849-31-7594	〒720-0067	福山市西町 2 丁目 10-1　福山商工会議所内
山口県支部連合会	TEL:0832-52-6414	〒751-0853	下関市川中豊町 7-10-10　久保雅典事務所内

公認会計士団体

日本公認会計士協会中国会	TEL:082-248-2061	〒730-0031	広島市中区紙屋町 1-2-22　広電ビル 4 階

中小企業診断士団体

鳥取県支部	TEL:0859-32-5060	〒683-0064	米子市道笑町 2-242
島根県支部	TEL:0852-28-1600	〒690-0048	松江市西嫁島 1-4-5
岡山県支部	TEL:086-225-4552	〒700-0803	岡山市北方 1-1-9
広島県支部	TEL:082-227-2827	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 3-6 第 2 ウエノヤビル 3F B 号室
山口県支部	TEL:083-934-3510	〒753-0074	山口市中央 4-5-16　山口県商工会館 2F

行政書士会

鳥取県行政書士会	TEL:0857-24-2744	〒680-0845	鳥取市富安 2-159　久本ビル 2F
島根県行政書士会	TEL:0852-21-0670	〒690-0887	松江市殿町 2 番地
岡山県行政書士会	TEL:086-225-4836	〒700-0824	岡山市内山下 2-3-7　大和家ビル 2F
広島県行政書士会	TEL:082-249-2480	〒730-0051	広島市中区大手町 3-1-8　清水ビル 2F
山口県行政書士会	TEL:083-924-5059	〒753-0048	山口市駅通り 2-4-17　山口県林業会館 2F

社会保険労務士会

鳥取県社会保険労務士会	TEL:0857-26-0835	〒680-0845	鳥取市富安 1-152　田中ビル 1 号館 6F
島根県社会保険労務士会	TEL:0852-26-0402	〒690-0001	松江市東朝日町 68-1
岡山県社会保険労務士会	TEL:086-226-0164	〒700-0818	岡山市蕃山町 4-5　岡山繊維会館 4F401 号
広島県社会保険労務士会	TEL:082-212-4481	〒730-0016	広島市中区幟町 3-54　ラフィーネ幟町 2F
山口県社会保険労務士会	TEL:083-923-1720	〒753-0048	山口市駅通り 2-4-17　山口県林業会館 3F

弁護士団体

鳥取県弁護士会	TEL:0857-22-3912	〒680-0011	鳥取市東町 2-221
島根県弁護士会	TEL:0852-21-3225	〒690-0886	松江市母衣町 55 番地 4　松江商工会議所ビル 7 階
岡山弁護士会	TEL:086-223-4401	〒700-0807	岡山市南方 1 丁目 8 番 29 号
広島弁護士会	TEL:082-228-0230	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 2-66
山口県弁護士会	TEL:083-922-0087	〒753-0045	山口市黄金町 2-15
(財)法律扶助協会	TEL:03-3581-6941	〒100-0013	千代田区霞ヶ関 1-1-3 弁護士会館 14 階

主な政府系金融機関の問い合わせ先

中小企業金融公庫	TEL：06-6345-3577（大阪相談センター）
国民生活金融公庫	TEL：06-6536-4649（大阪相談センター）
商工組合中央金庫	TEL：06-6532-0309（大阪支店）

中国地方建設産業再生協議会

国土交通省　中国地方整備局 建政部 計画･建設産業課
TEL 082(221)9231
http://www.cgr.mlit.go.jp/

厚生労働省　鳥取労働局 職業安定部 職業安定課
TEL 0857(29)1707
http://www.tottori-rodo.go.jp/

島根労働局 職業安定部 職業対策課
TEL 0852(20)7020
http://www.shimaneroudou.go.jp/

岡山労働局 職業安定部 職業対策課
TEL 086(801)5107
http://www.okayama.plb.go.jp/

広島労働局 職業安定部 職業対策課
TEL 082(502)7832
http://www.hiroroudoukyoku.go.jp/

山口労働局 職業安定部 職業対策課
TEL 083(995)0383
http://www.yamaguchi.plb.go.jp/

農林水産省　中国四国農政局 企画調整室
TEL 086(224)4511
http://www.chushi.maff.go.jp/

経済産業省　中国経済産業局 中小企業課
TEL 082(224)5661
http://www.chugoku.meti.go.jp/

環 境 省　中国地区環境対策調査官事務所
TEL 082(511)0006
http://www.env.go.jp/guide/chosakan/chugoku/

独立行政法人 雇用･能力開発機構

鳥取ｾﾝﾀｰ 業務課
TEL 0857(29)8314
http://www.ehdo.go.jp/tottori/center/

島根ｾﾝﾀｰ 業務課
TEL 0852(31)2375
http://www.ehdo.go.jp/shimane/koyou/

岡山ｾﾝﾀｰ 業務課
TEL 086(231)3666
http://www.ehdo.go.jp/okayama/center/

広島ｾﾝﾀｰ 業務課
TEL 082(248)1345
http://www.ehdo.go.jp/hiroshima/hcenter.html

山口ｾﾝﾀｰ 業務課
TEL 083(932)1010
http://www.ehdo.go.jp/yamaguchi/

鳥取県　TEL 0857(26)7111
http://www.pref.tottori.jp/
県土整備部 管理課
福祉保健部 福祉保健課
生活環境部 循環型社会推進課 環境産業育成室
商工労働部 経済政策課 企画推進室
商工労働部 労働雇用課 雇用政策室
農林水産部 農政課 企画調整室

島根県　TEL 0852(22)5111
http://www.pref.shimane.jp/
土木部 土木総務課
商工労働部 商工政策課
農林水産部 農林水産総務課

岡山県　TEL 086(224)2111
http://www.pref.okayama.jp/
土木部 監理課
産業労働部 労政･雇用対策課
産業労働部 新産業推進課
農林水産部 農政企画課
生活環境部 廃棄物対策課
保健福祉部 保健福祉課

広島県　TEL 082(228)2111
http://www.pref.hiroshima.jp/
土木建築部 管理総室 建設産業室

山口県　TEL 083(922)3111
http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/
土木建築部 監理課
環境生活部 環境政策課
商工労働部 経営金融課
農林部 農政課

建設業協会　(社)鳥取県建設業協会
TEL 0857(24)2281
http://www.tori-ken.or.jp/

(社)島根県建設業協会
TEL 0852(21)9004
http://www.shimakenkyo.or.jp/

(社)岡山県建設業協会
TEL 086(225)4131
http://www.okakenkyo.jp/

(社)広島県建設工業協会
TEL 082(241)0558
http://www.hirokenkyo.or.jp/

(社)山口県建設業協会
TEL 083(922)0857
http://www.yamaken.or.jp/

中国建設産業専門工事業団体連絡協議会
TEL 082(248)1877

事務局　中国地方整備局　建政部　計画・建設産業課
〒730-0013　広島県広島市中区八丁堀２－１５
ＴＥＬ　082(221)9231 / FAX 082(511)6189
http://www.cgr.mlit.go.jp/

平成17年3月
発行／(財) 建設業振興基金